

報告事項カ

令和7年度県立特別支援学校教育課程について

令和7年度県立特別支援学校教育課程について、別紙のとおり報告します。

令和7年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

令和7年度県立特別支援学校申請教育課程の概要

特別支援教育課

県立特別支援学校から承認申請のあった令和7年度教育課程については、幼稚園教育要領及び小学部・中学部・高等部学習指導要領に示された教育課程の特性を踏まえたものであり、適切に編成されている。

1 特別支援学校の教育課程の特性について

学校教育法において、特別支援学校は、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す」と示されているが、幼児児童生徒の障がいの状態により、特に必要がある場合には、その実態に応じて、弾力的な教育課程を編成できる。

- (1) 小学部・中学部学習指導要領において、「小学部又は中学部の各学年における総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるもの」と示されている。さらに、「各教科・領域等については、それらの内容等に応じ、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるもの」と示されている。
- (2) 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱特別支援学校の高等部の必修教科・科目や卒業に必要な単位数は高等学校に準ずる。知的障がい特別支援学校の高等部における総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間50分）を標準としている。
- (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために「自立活動」を位置付けている。
- (4) 児童生徒の障がいの状態により特に必要な場合には、各教科等の目標及び内容の一部を取り扱わなかったり、下学年や下学部のものに替えたりすることができる。
- (5) 重複障がい者のうち、障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科等の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間（高等部は総合的な探究の時間）に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。
- (6) 知的障がいのある児童生徒については、各教科等を合わせた指導ができる。
- (7) 知的障がい特別支援学校では、「総合的な学習の時間」（高等部は「総合的な探究の時間」）は中学部、高等部において実施する。ただし、鳥取盲学校専攻科については、高等部の規定によらないため、特に設ける必要はない。

2 その他の事項

- (1) すべての学校において、学習指導要領に定められた標準授業時数の確保がなされている。また、障がいの状態に応じた指導の充実を目的として、標準授業時数を超えて設定している学校もあるが、いずれも児童生徒の過重負担にならないよう配慮されている。なお、人工呼吸器等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒への負担を勘案し、授業時数を減じて教育課程を編成している学校もある。
- (2) 高等部においては、コース制（教育課程の類型化）をとっている学校もあり、生徒の発達段階や障がいの状態等に応じた教育課程編成を行っている。
- (3) 各学校の教育課程は、別紙のとおりである。

令和7年度県立特別支援学校幼稚部 年間総授業時数

幼稚部の教育課程に係る1日の教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の障がいの状態や特性及び発達 の程度等や季節などに適切に配慮するものとする。

学校名	学 年		3歳	4歳	5歳	備考
	幼稚園に準ずる教育課程	教育課程の型 標準教育週数	39週	39週	39週	
鳥取聾学校	○	単一障がい学級	39	39	39	1日の教育時間は5時間とする
		重複障がい学級	39	39	39	1日の教育時間は5時間とする
鳥取聾学校 ひまわり分校	○	単一障がい学級	39	39	39	1日の教育時間は5時間とする
		重複障がい学級	39	39	39	・「おはなしタイム」「なかよしあそび」「自立活動(個別)」について週時程を整理
皆生養護 学校	○	単一障がい学級		39	38	1日の教育時間は4時間とする
		重複障がい学級		39	38	1日の教育時間は4時間とする

※令和7年度に変更になる点については赤字で記載

令和7年度県立特別支援学校小学部 年間総授業時数

学校名	学 年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考
	小学校に準ずる教育課程	教育課程の型 標準時間数	850	910	980	1015	1015	1015	小学部の1単位時間は45分
鳥取盲学校	○	単一障がい学級Aコース	884	945	1015	1050	1050	1050	
	○	単一障がい学級Bコース	884	945	1015	1050	1050	1050	
		重複障がい学級	884	945	1015	1050	1050	1050	
鳥取聾学校	○	単一障がい学級	884	945	1015	1050	1050	1050	・児童の実態や地域の小学校との学びの連続性を考慮して、総時間数を減じる。 ・児童会活動は、児童の実態や中学部との系統性を踏まえ時数を削減。
		重複障がい学級A	884	945	1015	1050	1050	1050	
	○	重複障がい学級B	884	945	1015	1050	1050	1050	
鳥取聾学校ひまわり分校	○	単一障がい学級A	907	970	1010	1045	1075	1075	・全学年で毎日10分間の帯自立活動を設定（小学部共通）
	○	単一障がい学級B	907	970	1010	1045	1075	1075	・下学年対応の児童の実態を踏まえ、上学年の社会の時間数に幅をもたせる。
		重複障がい学級	907	970	1010	1045	1075	1075	
鳥取養護学校	○	単一障がい学級	850	910	980	1015	1015	1015	
		重複障がい学級Ⅰ型	850	910	980	1015	1015	1015	
		重複障がい学級Ⅱ型	850	910	980	1015	1015	1015	
白兔養護学校		単一障がい学級	863.6	934.5	980	1071	1071	1071	・重複障がい学級A、Bを1つに統合し、児童の実態に応じて柔軟に運用する。 ・実情に応じた授業時数を設定
		重複障がい学級	863.6	934.5	980	1071	1071	1071	
		訪問学級（在宅）	各学年とも140～350						
		訪問学級（医療センターA）	各学年とも175～455						
		訪問学級（医療センターB）	各学年とも175～455						
倉吉養護学校		知的障がい部門	単一障がい学級	1020	1050	1120	1190	1190	・知的障がいのある児童の実態を踏まえ、給食時間を日常生活の指導として実施するため、日常生活の指導の授業時数増 ・疾患による個別的な対応が必要または体調・運動への配慮が必要な児童への対応として重複障がい学級Ⅱ型を新設
			重複障がい学級Ⅰ型	1020	1050	1120	1190	1190	
			重複障がい学級Ⅱ型	1020	1050	1120	1190	1190	
	○	肢体不自由部門	単一障がい学級Ⅰ型	1020	1050	1120	1190	1190	・肢体不自由のある児童の実態を踏まえ、毎日の給食指導を自立活動として実施するため、自立活動の授業時数として計上
	○		単一障がい学級Ⅱ型	1020	1050	1120	1190	1190	
			重複障がい学級Ⅰ型	1020	1050	1120	1190	1190	
			重複障がい学級Ⅱ型	1020	1050	1120	1190	1190	
			重複障がい学級Ⅲ型	1020	1050	1120	1190	1190	
			訪問学級	68～342	各学年とも70～350				
	皆生養護学校	○	単一障がい学級	964	1027	1097	1132	1132	1132
		重複障がい学級Ⅰ型	各学年とも965～1097						
		重複障がい学級Ⅱ型	各学年とも965～1097						
		重複障がい学級Ⅲ型	各学年とも897～1097						
		訪問学級	各学年とも70～280						
米子養護学校		単一障がい学級	850	912	982	1019	1019	1019	・在宅で学習する児童の教育課程として新設 ・実情に応じた授業時数を設定
		重複障がい学級A型	850	912	982	1019	1019	1019	
		重複障がい学級B型	各学年とも315						

※令和7年度に変更になる点については赤字で記載

令和7年度県立特別支援学校中学部 年間総授業時数

学校名	学 年		1年	2年	3年	備考	
	中学校に準ずる教育課程	教育課程の型 標準時間数	1015	1015	1015	中学部の1単位時間は50分	
鳥取盲学校	○	単一障がい学級Aコース	1050	1050	1050		
	○	単一障がい学級Bコース	1050	1050	1050		
		重複障がい学級Aコース	1050	1050	1050		
		重複障がい学級Bコース	1050	1050	1050		
鳥取聾学校	○	単一障がい学級	1085	1085	1085		
		重複障がい学級A	1085	1085	1085	・美術を教科別の指導とし、各教科等を合わせた指導で扱う教科等を整理	
		重複障がい学級B	1085	1085	1085		
	○	重複障がい学級C	1085	1085	1085		
鳥取聾学校 ひまわり分校	○	単一障がい学級	1160	1160	1160	・45分授業(50分換算で1044単位時間)	
		重複障がい学級	1160	1160	1160		
鳥取養護学校	○	単一障がい学級	1015	1015	1015	・生徒の実態に応じて下学年対応ができるよう、「重複障害者等に関する教育課程の取り扱い」を記載	
		重複障がい学級Ⅰ型	1015	1015	1015		
		重複障がい学級Ⅱ型	1015	1015	1015		
白兎養護学校		単一障がい学級	1137.5	1137.5	1137.5	・45分授業(50分換算で1023.75単位時間)	
		重複障がい学級A	1137.5	1137.5	1137.5		
		重複障がい学級B	1137.5	1137.5	1137.5		
		訪問学級(在宅)	各学年とも140～350			・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で126～315単位時間)	
		訪問学級(医療センターA)	各学年とも175～455			・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で157.5～409.5単位時間)	
		訪問学級(医療センターB)	各学年とも175～455				
倉吉養護学校		知的障がい部門	単一障がい学級	1190	1190	1190	・45分授業(50分換算で1071単位時間)
	重複障がい学級		1190	1190	1190		
	○	肢体不自由部門	単一障がい学級Ⅰ型	1190	1190	1190	
	○		単一障がい学級Ⅱ型	1190	1190	1190	
			重複障がい学級Ⅰ型	1190	1190	1190	
			重複障がい学級Ⅱ型	1190	1190	1190	
			重複障がい学級Ⅲ型	1190	1190	1190	
			訪問学級	70～340	70～345	70～345	・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で63～306単位時間、63～310.5単位時間)
皆生養護学校	○	単一障がい学級	1167	1167	1167	・45分授業(50分換算で1050.3単位時間)	
		重複障がい学級Ⅰ型	各学年とも1167				
		重複障がい学級Ⅱ型	各学年とも1167				
		重複障がい学級Ⅲ型	各学年とも1132			・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で1018.8単位時間) ・Ⅲ型A・BをⅢ型に統一。重度でも教科の指導・評価を取り入れる。	
		訪問学級	各学年とも70～280			・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で63～252単位時間)	
米子養護学校		単一障がい学級	1162	1162	1162	・45分授業(50分換算で1045.8単位時間)	
		重複障がい学級	1163	1163	1163	・45分授業(50分換算で1046.7単位時間)	

※令和7年度に変更になる点については赤字で記載

学校名	高等学校に準ずる教育課程	教育課程の型		1年	2年	3年	合計	備考
		卒業までに修得させる単位数		74			74	・高等部の1単位時間は50分 ・74単位は2590単位時間に相当する。 (1単位を35単位時間で換算)
鳥取盲学校	○	単一障がい学級Aコース		30	30	30	90	
	○	単一障がい学級Bコース		30	30	30	90	
	○	単一障がい学級Cコース文系		30	30	30	90	
	○	単一障がい学級Cコース理系		30	30	30	90	
		重複障がい学級Aコース		1050	1050	1050	3150	
		重複障がい学級Bコース		1050	1050	1050	3150	
	○	保健理療科		31	31	31	93	・単位数については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設における指定規則を満たすように編成されている。(総単位数93単位以上が必要)
		専攻科理療科		31	31	31	93	
鳥取聾学校	○	普通科文科系		32	32	32	96	・令和4年度入学者教育課程の理科「生物」を選択科目に変更
	○	普通科理科系		32	32	32	96	
		重複障がい学級A		1085	1085	1085	3255	・各教科等を合わせた指導を中心とした教育課程として整理
		重複障がい学級B		1085	1085	1085	3255	教科別の指導を中心とした教育課程として整理
	○	産業工芸科		32	32	32	96	・令和5年度入学者教育課程の3年次及び令和6年度入学者教育課程の2年次に、「工業技術基礎」2単位を設定 ・令和5年度入学者教育課程の3年次及び令和6年度入学者教育課程の2・3年次に、選択科目「建築構造」2単位を設定
	○	生活デザイン科		32	32	32	96	・令和5年度入学者教育課程の選択科目「英語コミュニケーションⅡ」に、3年次4単位を設定
鳥取養護学校	○	普通(進学)コース		30	30	30	90	・令和4年度入学生から「普通コース」に名称変更(令和3年度入学生は「進学コース」)
	○	総合コース		30	30	30	90	・令和5年度入学者教育課程の科目及び自立活動、令和6年度入学者教育課程の科目及び総合的な探究の時間、自立活動について各学年の単位数を変更
		重複障がい学級生活コース		1050	1050	1050	3150	
		重複障がい学級ふれあいコース		1050	1050	1050	3150	
白兔養護学校		単一障がい学級シーコース		1190	1190	1190	3570	・45分授業(50分換算で3213単位時間)
		単一障がい学級リバーコース		1190	1190	1190	3570	
		重複障がい学級スカイコース		1190	1190	1190	3570	
		重複障がい学級レインボーコース		1190	1190	1190	3570	
		訪問学級(在宅)		各学年とも140～350			420～1050	・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で378～945単位時間)
		訪問学級(医療センターA)		各学年とも175～490			525～1470	・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で472.5～1323単位時間)
		訪問学級(医療センターB)		各学年とも175～455			525～1365	・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で472.5～1228.5単位時間)
倉吉養護学校		知的障がい部門	単一障がい学級	1190	1190	1190	3570	・45分授業(50分換算で3213単位時間)
	重複障がい学級Ⅰ型		1190	1190	1190	3570		
	重複障がい学級Ⅱ型		1190	1190	1190	3570		
	○	肢体不自由部門	単一障がい学級Ⅰ型進学コース	30	30	30	90	・令和3年度入学生以降はコース廃止
	○		単一障がい学級Ⅰ型生活コース	30	30	30	90	
	○		単一障がい学級Ⅰ型情報・印刷コース	30	30	30	90	
	○		単一障がい学級Ⅱ型	30	30	30	90	
			重複障がい学級Ⅰ型	1190	1190	1190	3570	・45分授業(50分換算で3213単位時間)
			重複障がい学級Ⅱ型	1190	1190	1190	3570	
			重複障がい学級Ⅲ型	1190	1190	1190	3570	
	訪問学級		各学年とも105～350			315～1050	・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で283.5～945単位時間)	
皆生養護学校	○	単一障がい学級(A総合コース)		30	30	30	90	・多様な進路に対応するため、令和4年度入学者教育課程の選択科目を一部見直し
	○	単一障がい学級(B基礎コース)		30	30	30	90	・情報化社会に対応する力をつけるため、令和4年度入学者教育課程の学校設定科目「情報技術演習」「深化・挑戦・探求」を増単
		重複障がい学級Ⅰ型ワークコース		各学年とも1167			3501	・45分授業(50分換算で3150.9単位時間)
		重複障がい学級Ⅱ型ふれあいコース		各学年とも1167			3501	
		重複障がい学級Ⅲ型		各学年とも1167			3501	・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で3150.9単位時間) ・Ⅲ型A・BをⅢ型に統一。重度でも教科の指導・評価を取り入れる。
		訪問学級		各学年とも70～280			210～840	・実情に応じた授業時数を設定 ・45分授業(50分換算で189～756単位時間)
米子養護学校		単一障がい学級基礎コース(1年)		1167			3501	・45分授業(50分換算で3150.9単位時間)
		単一障がい学級発展コース(2・3年)			1167	1167		
		重複障がい学級生活コースA型		1167	1167	1167	3501	・45分授業(50分換算で3150.9単位時間)
		重複障がい学級生活コースB型		1167	1167	1167	3501	
琴の浦高等特別支援学校		生産流通科		1255	1274	1208	3737	・45分授業(50分換算で3363.3単位時間)
		サービスビジネス科		1255	1274	1208	3737	

※令和7年度に変更になる点については赤字で記載